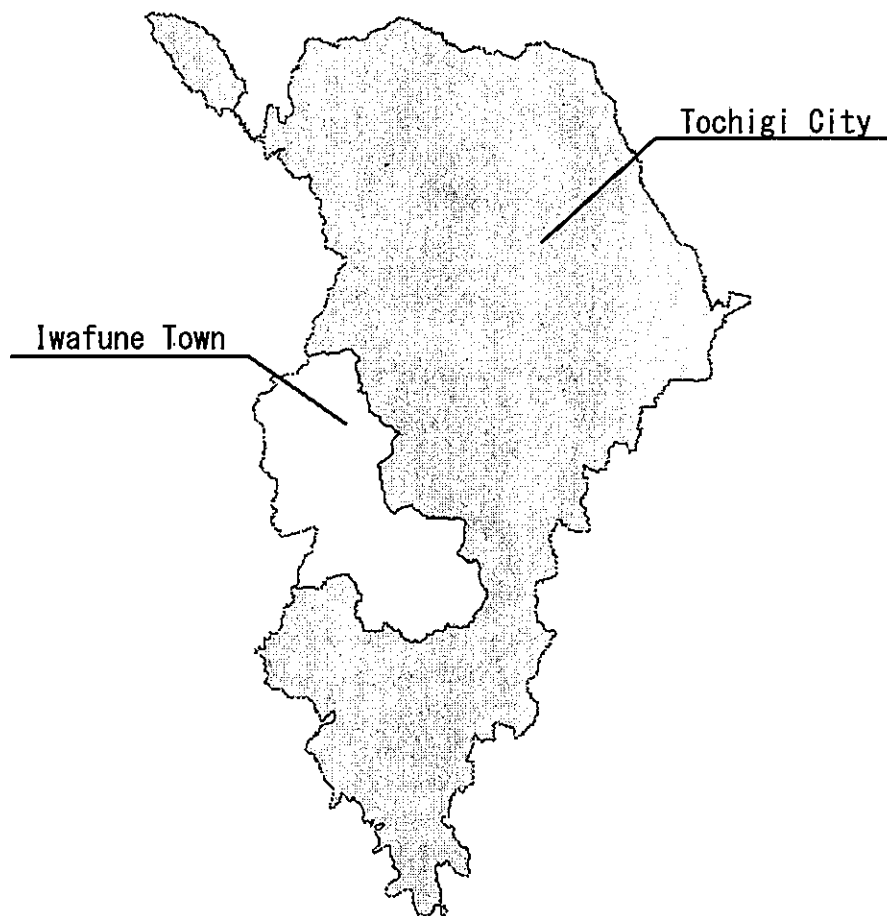


第8回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ①



日時：平成24年9月26日（水）午後2時00分

会場：岩舟町健康福祉センター 遊楽々館

目 次

(1) 協議事項

協議第 1 号－2 合併協定項目の変更について・・・P 1

協議第 4 8 号 合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱いについて・・・P 3

協議第 7 号－2 合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いにつ
て・・・P 3 3

協議第 4 9 号 合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱いについて・・・P 4 4

協議第 1 号－ 2

合併協定項目の変更について

合併協定項目の変更について、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

平成 2 3 年 5 月 1 3 日（確認）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

合併協定項目

	項 目		項 目
1	合併の方式	25	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国内・国際交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業
5	財産及び債務の取扱い	4	人権推進事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	5	納税関係事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	6	消防防災関係事業
8	地方税の取扱い	7	交通関係事業
9	地域自治制度(地域審議会・地域自治区・合併特例区)の取扱い	8	窓口業務
10	一般職の職員の身分の取扱い	9	保健衛生事業
11	特別職の身分の取扱い	10	障がい者福祉事業
12	条例、規則等の取扱い	11	高齢者福祉事業
13	事務組織及び機構の取扱い	12	児童福祉事業
14	一部事務組合等の取扱い	13	保育事業
15	使用料、手数料等の取扱い	14	生活保護事業
16	公共的団体等の取扱い	15	その他の福祉事業
17	補助金、交付金等の取扱い	16	健康づくり事業
18	町名、字名の取扱い	17	ごみ収集運搬業務事業
19	慣行の取扱い	18	環境対策事業
20	国民健康保険事業の取扱い	19	農林水産関係事業
21	介護保険事業の取扱い	20	商工、観光関係事業
22	消防団の取扱い	21	勤労者、消費者関連事業
23	行政区の取扱い	22	建設関係事業
24	諮問機関の取扱い	23	上・下水道事業
		24	市町立学校の通学区域、学校名
		25	学校教育事業
		26	文化振興事業
		27	社会教育事業
		28	青少年健全育成事業
		29	男女共同参画事業
		30	社会福祉協議会
		31	その他の事業
		26	合併市町村基本計画

協議第 4 8 号

合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 1 特別職の身分の取扱い
調整方針	1 岩舟町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。 2 岩舟町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 1 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整の方針	1 岩舟町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。 2 岩舟町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市において引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。	
	具体的な調整内容	
区分	現 況	
常勤の特別職	栃 木 市 ・任期 4 年 ・給料 市長 (月) 1,020,000 円 (※969,000 円) 副市長 (月) 840,000 円 (※798,000 円) 教育長 (月) 680,000 円 (※646,000 円) ※平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで、5%減額支給	岩 舟 町 ・任期 4 年 ・給料 町長 (月) 758,000 円 (※644,300 円) 副町長 (月) 606,000 円 (※545,400 円) 教育長 (月) 548,000 円 (※520,600 円) ※平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで減額支給
議会議員	・定数 34 人 ・任期 4 年 ・報酬 議長 (月) 535,000 円 (※518,950 円) 副議長 (月) 465,000 円 (※451,050 円) 議員 (月) 420,000 円 (※407,400 円) ※平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月まで、3%減額支給	・定数 14 人 ・任期 4 年 ・報酬 議長 (月) 333,000 円 副議長 (月) 263,000 円 議員 (月) 243,000 円
		議会議員の定数及び任期については、協定項目 6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
行政委員会 及び行政委員	栃木市教育委員会 ・定数 6人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (月) 58,700 円 委員 (月) 44,300 円	岩舟町教育委員会 ・定数 5人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 296,500 円 委員 (年) 231,500 円	岩舟町の各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職する。 栃木市の各種行政委員会委員の定数増が必要な場合は、合併時までに調整する。 ただし、農業委員会委員の選挙による委員の定数及び任期の取扱いについては、協定項目 7「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。
	栃木市選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 312,000 円 委員 (年) 224,000 円 補充員 (日) 8,000 円	岩舟町選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 161,000 円 委員 (年) 119,500 円 補充員 —	
	栃木市公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (月) 81,400 円 議会選任 (月) 46,400 円	岩舟町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (年) 197,000 円 議会選任 (年) 158,500 円	
	栃木市農業委員会 ・定数 選挙 25人 選任 9人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年) 756,000 円 職務代理者 (年) 552,000 円 委員 (年) 480,000 円	岩舟町農業委員会 ・定数 選挙 14人 選任 6人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年) 401,000 円 職務代理者 (年) 316,500 円 委員 (年) 288,500 円	
	栃木市固定資産評価審査委員会 ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 7,600 円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員 会等)	栃木市地域自治区(大平町、藤岡町、都賀町及び西方町)地域協議会 ・定数 15人以内×4地区 ・任期 2年 (最初に選任される委員の任期は、選任の日から平成25年3月31日まで) ・報酬 (日) 8,000円	—	岩舟町の審議会・委員会等の委員については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについてには栃木市の制度として定めるものとする。 栃木市の審議会・委員会等の委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。
	栃木市市民活動推進事業審査委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	
	とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	
	栃木市名誉市民選考委員会 (現在、栃木市名誉市民条例等の法令を整備中)	岩舟町名誉市民選考委員会 ・定数 6人 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 —	
	栃木市表彰審査委員会 ・定数 5人(市長、副市長、市議会議長、同副議長、教育長) ・任期 在職期間 ・報酬 —	岩舟町表彰審査委員会 ・定数 6人(町長、副町長、教育長、町議会議長、同副議長、同総務厚生常任委員会委員長) ・任期 在職期間 ・報酬 —	
	栃木市人権施策推進審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町同和対策審議会 ・定数 13人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	
	栃木市情報公開・個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町情報公開審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	—	岩舟町個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市住居表示審議会 ・定数 20人以内 ・任期 調査審議終了日まで ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市指定管理者選定委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町公の施設指定管理者選定委員会 ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 —	
	栃木市交通安全対策会議 ・定数 15人以内 ・任期 — ・報酬 —	岩舟町交通安全対策会議 ・定数 5人 ・任期 — ・報酬 —	
	栃木市防災会議 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 水防協議会の機能を兼ねる。	岩舟町防災会議 ・定数 30人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	
	—	岩舟町水防協議会 ・定数 若干名 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市国民保護協議会 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。	岩舟町国民保護協議会 ・定数 30人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市地域公共交通会議 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	

区分	現 況		具体的な調整内容
	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・ 委員会等)	栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 9人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 適宜 ・任期 — ・報酬 —	
	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会 ・定数 10人以内 ・任期 審議終了後解任 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町特別職報酬等審議会 ・定数 5人 ・任期 審議終了後解任 ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市職員懲戒審査委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市職員安全衛生管理委員会 ・定数 19人 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町職員安全衛生管理委員会 ・定数 11人 ・任期 2年 ・報酬 —	
	栃木市消防職員安全衛生管理委員会 ・定数 12人 ・任期 — ・報酬 —	—	
	栃木市入札適正化委員会 ・定数 4人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市国民健康保険運営協議会 ・定数 18人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町国民健康保険運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 会長 (年) 51,000 円 委員 (年) 41,500 円	
	栃木市環境審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町環境審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員会等)	栃木市働く婦人の家運営委員会 ・定数 8人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	
	栃木市青少年問題協議会 ・定数 31人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	
	栃木市青少年育成センター運営協議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	
	栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	
	栃木市勤労者体育センター運営委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	
	栃木市男女共同参画審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 大学教授 (日) 8,000円 その他の委員 (日) 4,000円	—	
	栃木市民生委員推薦会 ・定数 14人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町民生委員推薦会 ・定数 14人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 7,600円	
	栃木市社会福祉施設推進委員会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	栃木市障がい程度区分審査会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,800円 委員 (日) 12,500円	岩舟町障害程度区分認定審査会(岩舟町介護認定審査会兼務) ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 12,000円	
	栃木市要保護児童対策地域協議会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町要保護児童対策地域協議会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 —	
	栃木市特別支援保育審査会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 — (定数及び構成員の見直し予定)	岩舟町障害児保育審査会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 —	
	栃木市学童保育運営委員会 ・定数 12人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	
	栃木市児童館運営委員会 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	
	栃木市老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5人 ・任期 — ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 8,000円	岩舟町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 医師 (日) 17,700円 老人ホーム施設長 (日) 9,700円	
	栃木市介護保険運営協議会 ・定数 10人 ・任期 3年 ・報酬 医師 (日) 10,000円 委員 (日) 4,000円	岩舟町介護保険運営協議会(岩舟町地域密着型サービス運営委員会兼務) ・定数 9人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	

区分	現 況		具体的な調整内容
	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員 会等)	※介護保険運営協議会に対応 栃木市介護認定審査会 ・定数 70人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,800 円 委員 (日) 12,500 円	岩舟町地域包括支援センター運営協議会 ・定数 15人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 7,600 円 岩舟町介護認定審査会 ・定数 16人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 12,000 円	
	地域ケア会議 ・定数 — ・任期 — ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	地域ケア会議 ・定数 — ・任期 — ・報酬 —	
	栃木市健康づくり推進協議会 ・定数 18人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 10,000 円 委員 (日) 8,000 円	岩舟町健康づくり推進協議会 ・定数 16人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	
	栃木市予防接種委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000 円	岩舟町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	
	とちぎ山車会館運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	
	栃木市企業立地促進審査会 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000 円	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員 会等)	栃木市就業安定対策協議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町事業所内人権啓発推進会議 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 —	
	栃木市中小企業融資振興会 ・定数 8人 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町中小企業融資振興会 ・定数 14人 ・任期 3年 ・報酬 —	
	栃木市中小企業融資審査委員会 ・定数 14人以内 ・任期 1年 ・報酬 —	岩舟町中小企業融資振興会審査会 ・定数 4人 ・任期 3年 ・報酬 —	
	栃木市ブランド推進協議会 ・定数 21人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	いわふねブランド認定審査会 ・定数 10人以内 ・任期 3年 ・報償費 (日) 7,600円	
	新製品等開発支援事業補助金審査委員会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	
	栃木市農業振興地域整備促進協議会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町農業振興地域整備促進協議会 ・定数 — ・任期 2年 ・報酬 —	
	栃木市緑の基本計画推進会議 ・定数 30人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	—	
	栃木市都市計画審議会 ・定数 18人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町都市計画審議会 ・定数 14人以内 ・任期 4年 ・報酬 (日) 7,600円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員 会等)	小山栃木都市計画事業J R大平下駅前土地区画整 理審議会 ・定数 10 人 ・任期 5 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市町並み委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市シビックコア地区整備推進連絡協議会 ・定数 — ・任期 — ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市建築審査会 ・定数 5 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市上下水道事業調査委員会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市上下水道事業調査委員会を含む。 岩舟町水道料金審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	岩舟町水道料金審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市上下水道事業調査委員会を含む。 岩舟町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12 人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	岩舟町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12 人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市奨学生選考委員会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	西方中学校校舎建設検討委員会 ・定数 15人以内 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市立小中学校学区審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ・定数 7人 ・任期 1年 ・報酬 (日) 8,000 円	下都賀採択地区教科用図書採択協議会を設置 壬生町、野木町、岩舟町の3町で構成 (参考) ・定数 9人 ・任期 1年 ・報酬 —	
	栃木市就学指導委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 専門医 (日) 15,000 円 学識者 (日) 5,000 円	岩舟町就学指導委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会 ・定数 27人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市大平学校給食センター施設整備検討協議会 ・定数 12人以内 ・任期 施設開設の日まで ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市スポーツ推進審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町スポーツ推進審議会 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	
	栃木市社会教育委員会議 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町社会教育委員会議 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
附属機関等 (審議会・委員等)	栃木市公民館運営審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	岩舟町公民館運営審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	
	栃木市集会所運営委員会 ・定数 60人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	岩舟町集会所運営委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	
	栃木市文化財保護審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町文化財保護審議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	
	栃木市文化会館運営委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	岩舟町文化会館運営委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600円	
	栃木市図書館協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	
	とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	
	栃木市美術資料選考評価委員会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	
	栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会 ・定数 25人以内 ・任期 保存地区指定になるまでの期間 ・報酬 (日) 8,000円	—	
	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町及び西方町）区長 ・定数 1人×4地区 ・任期 2年 （最初に選任される区長の任期は、選任の日から平成26年3月31日まで） ・報酬（月）200,000円	—	岩舟町のその他の特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。 栃木市のその他の特別職の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。 ただし、消防団員については、協定項目22「消防団の取扱い」の協議結果による。
	栃木市栃木地域まちづくり検討委員会委員 ・定数 30人以内 ・任期 3年 ・報酬 —	—	
	顧問弁護士 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬（年）360,000円	顧問弁護士 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬（年）300,000円	
	—	宮の下簡易郵便局事務取扱員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬（月）76,000円	
	栃木市交通教育指導員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬（月）165,600円	—	
	栃木市交通指導員 ・人数 56人 ・任期 2年 ・報酬（月）47,000円	岩舟町交通指導員 ・人数 6人 ・任期 2年 ・報酬（月）44,000円	

現 況		具体的な調整内容
区分	栃 木 市	
その他の特別職	栃木市消防団 ・定数 1,056 人 ・報酬 (年) 団長 (方面隊長) 250,000 円 副団長 (方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 (団本部) 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部長 103,000 円 班長 82,500 円 団員 67,000 円	岩舟町消防団 ・定数 162 人 ・報酬 (年) 団長 226,000 円 副団長 161,000 円 本部伝令 107,500 円 分団長 123,500 円 副分団長 107,500 円 部長 91,500 円 班長 70,000 円 団員 57,000 円
	地域防災活動推進員 ・定数 9 人 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 20,000 円	—
	栃木市産業医 ・定数 6 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 450 円 × 職員数 + (月) 30,000 円 (相談医のみ)	岩舟町産業医 ・定数 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 450 円 × 職員数
	栃木市税等収納員 ・任期 1 年 ・報酬 250,000 円以内 月額基本給 100,000 円 月額能率給 徴収割 現年度分 収納額 × 1.5/100 過年度分 収納額 × 3/100 徴収世帯割 世帯数 × 150 円 口座振替勧誘割 依頼数 × 1,000 円	—
	栃木市固定資産評価員 ・定数 1 人 ・任期 — ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町固定資産評価員 ・定数 1 人 ・任期 — ・報酬 —

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市寺尾財産区議会議員 ・定数 11 人 ・任期 4 年 ・報酬 議長 (年) 142,000 円 副議長 (年) 117,000 円 議員 (年) 96,800 円	—	
	—	岩舟町大字小野寺財産区議会議員 ・定数 15 人 ・任期 3 年 ・報酬 議長 (年) 15,000 円 副議長 (年) 12,000 円 議員 (年) 10,000 円	
	開票管理者・選挙長 (日) 10,600 円 投票管理者 (日) 12,600 円 期日前投票管理者 (日) 11,100 円 投票立会人 (日) 10,700 円 期日前投票立会人 (日) 9,500 円 開票立会人・選挙立会人 (日) 8,800 円	開票管理者・選挙長 (日) 10,600 円 投票管理者 (日) 12,600 円 期日前投票管理者 (日) 11,100 円 投票立会人 (日) 10,700 円 期日前投票立会人 (日) 9,500 円 開票立会人・選挙立会人 (日) 8,800 円	
	栃木市消費生活センター相談員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (日) 7,392 円	—	
	栃木市弁護士相談員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (日) 30,000 円	—	
	栃木市市民相談員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (日) 7,980 円	—	
	栃木市戸籍事務専門員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 161,400 円	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	一般旅券発給事務嘱託員 ・定数 1 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 151,100 円	一般旅券発給事務嘱託員 ・定数 1 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 7,600 円	
	栃木市有墓地管理人 ・定数 1 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 2,000 円	—	
	栃木市不法投棄監視員 ・定数 10 人以上以内 ・任期 1 年 ・報酬 (日) 4,180 円	岩舟町ごみ不法投棄監視員 ・定数 1 ・任期 1 年 ・報酬 (時) 850 円	
	※再編調整中 (平成 25 年 3 月まで)	岩舟町保健委員 ・定数 自治会に 1 人 (100 世帯ごとに 1 人追加) ・任期 2 年 ・報酬 (年) 3,500 円 + 世帯数 × 200 円	
	【栃木地域】 栃木市保健委員 ・定数 自治会に 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 3,000 円 + 世帯数 × 50 円 栃木市保健班長 ・定数 (概ね 50 世帯に 1 人) ・任期 2 年 ・報酬 (年) 1,000 円 + 世帯数 × 50 円 【大平地域】 大平町地域環境美化推進員 ・定数 自治会に 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 (年) 10,000 円 + 世帯数 × 80 円 【藤岡地域】 【都賀地域】 都賀町保健委員 ・定数 自治会に 1 人 ・任期 2 年 ・報酬 均等割 5,000 円 + 世帯数 × 160 円 【西方地域】 —		

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市男女共同参画推進指導員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 124,200 円	—	
	栃木市少年補導員 ・定数 100 人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 4,000 円	—	
	栃木市青少年相談員 ・定数 若干人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	
	栃木市福祉事務所嘱託医 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 70,000 円	—	
	栃木市生活保護面接相談員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	
	栃木市障がい程度区分認定調査員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	岩舟町障がい程度区分認定調査員 ・定数 3人 ・任期 半年毎の更新 ・賃金 1 調査につき 5,200 円	
	栃木市生活保護就労支援相談員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	
	栃木市トータルサポート専門員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (日) 20,000 円以内 ・報酬 (月) 350,000 円以内	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	未就学児ことばの教室指導員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (円) 9,800 円	—	
	栃木市特別障害者手当等嘱託医 ・定数 — ・任期 — ・報酬 (円) 20,800 円	—	
	—	岩舟町民生委員児童委員協議会 ・定数 45 人 (主任児童委員 3 人含) ・任期 3 年 ・報酬 会長 (年) 118,000 円 副会長 (年) 96,000 円 委員 (年) 91,500 円	
	—	岩舟町地域自立支援協議会 ・定数 15 人以内 ・任期 3 年 ・報酬 (円) 7,600 円	
	栃木市家庭相談員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	
	栃木市母子自立支援員兼婦人相談員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	
	栃木市養育支援員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	
	栃木市ファミリー・サポートセンター・アドバイザー ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (円) 7,000 円	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市保育所嘱託医 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (年) 106,000 円＋児童数×450 円×2 回	岩舟町保育所嘱託医 (内科医) ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 45,000 円＋児童数×450 円	
	栃木市保育所歯科嘱託医 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (年) 106,000 円＋児童数×450 円×2 回	岩舟町保育所嘱託医 (歯科医) ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 45,000 円＋児童数×450 円	
	栃木市嘱託保育士 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 169,900 円	—	
	栃木市保育所嘱託栄養士 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 169,900 円	—	
	栃木市児童センター主任指導員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 165,600 円	—	
	栃木市介護認定調査員 ・定数 16 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 150,000 円＋件数×2,000 円	岩舟町介護認定調査員 ・定数 5 人 ・任期 半年 ・賃金 (件) 4,000 円	
	栃木市介護支援専門員 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 240,000 円	—	
	栃木市主任介護支援専門員 ・定数 2 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 240,000 円	—	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市社会福祉士 ・定数 3人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 240,000 円	—	
	栃木市健康増進計画策定部会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市市医 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 52,500 円	—	
	栃木市予防接種等嘱託医 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (日) 30,000 円	岩舟町各種予防接種医師 ・定数 — ・任期 — ・報酬 (回) 30,000 円	
	栃木市母子保健推進員 ・定数 123人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 20,000 円 + 訪問件数 × 300 円 + 事業協力回数 × 1,500 円	岩舟町母子保健推進員 ・定数 22人 ・任期 2年 ・報酬費 (年) 22,000 円	
	栃木市栄養指導員 ・定数 1人 ・任期 — ・報酬 (月) 186,300 円	—	
	大平町太平山麓広域交流拠点整備実施計画策定 P F I アドバイザリー ・定数 — ・任期 — ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市陸砂利採石監視員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 81,400 円	岩舟町陸砂利採石監視員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・賃金 (日) 7,500 円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	小山栃木都市計画事業J R大平下駅前土地区画整理評価員 ・定数 3人 ・任期 — ・報酬 (月) 8,000 円	—	
	栃木市営住宅管理人 ・定数 各市営住宅あたり 1 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 2,000 円 + 管理戸数 × 300 円	—	
	栃木市外国語指導助手 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 350,000 円以内	—	
	栃木市学校教育指導員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 124,200 円	教育相談員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 (月) 143,500 円	
	栃木市学校医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 × 生徒数 × (内科、耳鼻科) 450 円 × (眼科) 390 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 × 30,000 円 + 児童数 × (内科) 450 円 × (眼科) 390 円	岩舟町学校医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 × 450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 × 30,000 円 + 児童数 × 450 円	
	栃木市学校歯科医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 × 450 円 ・就学時健康診断報酬 従事回数 × 30,000 円 + 児童数 × 450 円	岩舟町学校歯科医 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 196,800 円 + 児童・生徒数 × 450 円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特 別職	栃木市学校薬剤師 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 78,500 円／1 校	岩舟町学校薬剤師 ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 56,000 円 (児童・生徒数が 500 人 を超える学校) 50,000 円 (児童・生徒数が 500 人 以下の学校)	
	栃木市健康管理医 (小・中学校) ・定数 — ・任期 2 年 ・報酬 (年) 10,000 円／1 校	—	
	栃木市教育委員会点検評価委員 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	
	栃木市学校評議員 ・定数 各学校 8 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 10,000 円	岩舟町学校評議員 ・定数 各学校 5 人以上 8 人以内 ・任期 1 年 ・報酬 (年) 10,000 円	
	栃木市教育研究所所長 ・定数 1 人 ・任期 1 年 ・報酬 (月) 150,000 円	—	
	栃木市学校支援員 ・定数 — ・任期 1 年 ・報酬 特別支援 (日) 9,100 円 学力向上 (月) 183,000 円	—	
	栃木市スポーツ推進委員 ・定数 68 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町スポーツ推進委員 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	

現 況			具体的な調整内容
区分	栃 木 市	岩 舟 町	
その他の特別職	栃木市スポーツ推進員 ・定数 各自治会1人以内 ・任期 2年 ・報酬 (月) 8,000 円	—	
	栃木市社会教育指導員 ・定数 — ・任期 1年以内 ・報酬 栃木 (月) 120,193 円 (大平・藤岡人権) (月) 135,000 円 大平 (月) 124,200 円 藤岡 (月) 124,200 円 都賀 (月) 124,200 円 西方 (月) 124,200 円	岩舟町社会教育指導員 ・定数 — ・任期 1年 ・報酬 (月) 143,500 円	
	—	公民館館長 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 240,000 円以内	
	—	文化会館館長 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 240,000 円以内	

特別職の身分の取扱いに関する法令

特別職の身分に関する取扱い

○地方公務員法(抜粋)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))のすべての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

○地方自治法(抜粋)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 《略》

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

4～8 《略》

市町村長

○地方自治法(抜粋)

第139条 《略》

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 《略》

副市長

○地方自治法(抜粋)

第161条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

教育委員会・教育長

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(設置)

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては6人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては3人以上の委員をもって組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2～4 《略》

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

○教育公務員特例法(抜粋)

(教育長の給与等)

第16条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

選挙管理委員会

○地方自治法(抜粋)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3～8 《略》

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2～4 《略》

公平委員会

○地方自治法(抜粋)

第202条の2 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

3～5 《略》

○地方公務員法(抜粋)

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 《略》

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 《略》

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 《略》

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～12 《略》

監査委員

○地方自治法(抜粋)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

2～5 《略》

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

固定資産評価審査委員会

○地方税法(抜粋)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 《略》

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 《略》

先 進 事 例

○栃木市、大平町、藤岡町、都賀町合併協議会

(平成22年3月29日合併)

- 1 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要に応じて、新市において新たに設置する。
- 2 特別職の報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。
- 3 新市の市長職務執行者については、1市3町の長が別に協議して定めるものとする。

○栃木・西方合併協議会（平成23年10月1日合併）

- 1 西方町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。
- 2 西方町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

○鹿沼市・栗野町合併協議会（平成18年1月1日合併）

- 1 常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員の身分の取扱いについては、次のとおりとする

栗野町の常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。

- 2 その他の非常勤特別職については、次のとおりとする。

栗野町のその他の非常勤特別職については、基本的に失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、鹿沼市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

○宇都宮地域合併協議会

(宇都宮市、上河内町、河内町：平成19年3月31日合併)

- 1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職する。

- 2 その他の非常勤務特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとする。

上河内町及び河内町のその他の非常勤務特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職するが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定める。

○真岡市・二宮町合併協議会（平成21年3月23日合併）

- 1 常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

二宮町の常勤特別職（教育長を含む）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員、農業委員会委員については、別に協議するものとする。

- 2 その他の非常勤務特別職については、次のとおりとする。

二宮町のその他の非常勤務特別職については、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、真岡市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。

協議第7号－2

合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める。

平成24年9月26日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目14 一部事務組合等の取扱い
調整方針	1 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。 2 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。 3 岩舟町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。 4 岩舟町は、合併の前日をもって佐野地区衛生施設組合から脱退する。 5 岩舟町は、合併の前日をもって下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会から脱退する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	1 栃木県市町村総合事務組合
調整の方針	岩舟町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。		
現 況		具体的な調整内容	
○栃木県市町村総合事務組合（地方自治法第285条に基づく一部事務組合） ・ 目 的 …… 栃木県内の市町の事務の一部を共同処理することを目的とする。 ・ 構成団体 …… 1 4 市 1 2 町 1 7 一部事務組合 ・ 共同処理事務 ①次に掲げる災害に係る損害補償 ・ 消防組織法第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償 ・ 消防法第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・ 水防法第6条の2第1項の規定による水防団長及び水防団員に係る損害補償 ・ 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償 ・ 災害対策基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ②消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に対する退職報償金の支給 ③地方自治法第204条第2項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給 ④地方公務員災害補償法第7章に規定する議会の議員その他非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償 ⑤公立学校の学校医、学校歯科医及び、学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定による非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償 ⑥栃木県自治会館の設置、管理及び運営		岩舟町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。	
共同処理事務区分・実施状況		栃木市	岩舟町
①災害に係る損害補償		共同処理	共同処理
②非常勤消防団員に対する退職報償金の支給		共同処理	共同処理
③常勤の職員に対する退職手当の支給		共同処理	共同処理
④市町村の議会議員の公務災害補償		共同処理	共同処理
⑤公立学校の学校医等の公務災害補償		共同処理	共同処理
⑥栃木県自治会館の設置、管理及び運営		共同処理	共同処理

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	2 栃木県後期高齢者医療広域連合
調整の方針	岩舟町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。		
現 況		具体的な調整内容	
○栃木県後期高齢者医療広域連合（地方自治法第284条に基づく広域連合）		岩舟町は合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合	
目的…	後期高齢者医療を実施するため栃木県内の市町で組織し、その事務を実施する。	から脱退する。	
構成する市町等…	1 4 市 1 2 町		
概要…	老人保健制度に代わり、平成20年4月から新しい『後期高齢者医療制度』がはじまりました。		
	これに伴い、被保険者となる75歳以上の後期高齢者等については、国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入（移行）することになりました。		
	この後期高齢者医療制度の運営をするため、栃木県内の市町すべてが加入した『栃木県後期高齢者医療広域連合』が平成19年2月1日に設立されました。		
事務内容…	①被保険者の資格の管理に関する事務 ②医療給付に関する事務 ③保険料の賦課に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務		

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	3 栃木県南公設地方卸売市場事務組合
調整の方針	岩舟町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。		
現 況		具体的な調整内容	
○栃木県南公設地方卸売市場事務組合		岩舟町は、合併の前日をもって脱退する。	
・ 目的			
生鮮食料品等を地域住民に安定的に供給するため公設市場を運営する。			
・ 構成市町 3市3町			
小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町			
・ H 2 4 負担割合、負担金			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	4 佐野地区衛生施設組合
調整の方針	岩舟町は、合併の前日をもって佐野地区衛生施設組合から脱退する。		
○佐野地区衛生施設組合 ・構成市町 佐野市、栃木市、岩舟町 ・共同処理事務 ①し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 ②斎場の設置及び管理運営に関する事務 ・経費負担割合 ・議会費 佐野市 50%、栃木市 25%、岩舟町 25% ・総務費 佐野市 60%、栃木市 20%、岩舟町 20% ・衛生費（し尿）処理人口割 100% ・斎場費 火葬件数実績（過去3年間の合計）100% ・組合長等 - 組合長 関係市町の長が互選（現行 佐野市長） - 副組合長 関係市町の長が互選（現行 栃木市長、岩舟町長） - 会計管理者 組合長が組織市町の会計管理者のうちから任命（現行 佐野市会計管理者） - 監査委員 関係市町の監査委員のうちから任命（栃木市監査委員、岩舟町監査委員） ・組合議会議員 - 定数 12人（佐野市6人、栃木市3人、岩舟町3人） - 選出 関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙 - 議長等 組合の議会において選挙（現行 議長 佐野市議会議長、副議長 岩舟町議会議長）			具体的な調整内容 岩舟町は、合併の前日をもって佐野地区衛生施設組合から脱退する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	5 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会
調整の方針	岩舟町は、合併の前日をもって下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会から脱退する。		
現 況		具体的な調整内容	
○下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会 ・目的 社会教育法第5条第14号の事務を行う視聴覚ライブラリーの運営等に関する事務を共同して管理、執行する。 ・構成市町 3市3町（小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町） ・教材・機材 16ミリ映写機6台他 視聴覚資料（16ミリ、DVD、ビデオテープなど 約1,300本） ・講習会 16ミリ映写機技術者養成講習会（年2回） ・その他 広報下視ラの発行（年2回） ・設立 昭和53年10月		岩舟町は、合併の前日をもって下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会から脱退する。	

関 係 法 令

○地方自治法

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4から6 略

第285条 市町村及び特別区の事務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第1項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければ

ならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(解散)

第291条の10 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、第1項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

○市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

(一部事務組合等に関する特例)

第13条 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項及び次条第4項第一号において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第14条 市町村の合併（当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。）の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日（当該市町村の合併の日から起算して6月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあっては、当該6月を経過する日）までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあっては当該同一の数が、同一の数でない場合にあっては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。

3 第1項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあっては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあっては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前条第1項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

二 次条第2項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して30日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第287条の2第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第285条の一部事務組合にあっては、理事会。

次項及び次条において同じ。)又は当該広域連合の長に第1項の規定の適用について異議の申出があった場合

三 市町村の合併の日前に地方自治法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合

5 前項第二号の異議の申出があった場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならない。

6 第2項及び第3項に定めるもののほか、第1項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

第15条 合併関係市町村の長は、地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第7条第1項又は第3項の規定による申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。

先進事例

栃木市・西方町(平成23年10月1日編入合併、栃木県)

- 1 栃木地区広域行政事務組合については、岩舟町等と協議の上、合併時までに調整する。
- 2 西方町は、合併の前日をもって栃木県市町村総合事務組合から脱退する。
- 3 西方町は、合併の前日をもって栃木県後期高齢者医療広域連合から脱退する。
- 4 西方町は、合併の前日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合から脱退する。
- 5 西方町は、合併の前日をもって宇都宮西中核工業団地事務組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

真岡市・二宮町(平成21年3月23日編入合併、栃木県)

- 1 一部事務組合等については、次のとおりとする。
 - (1) 両市町で組織しているもの
真岡・二宮地区清掃事務組合については、合併の前日に解散する。組合の業務及び財産については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 両市町とも加入しているもの
 - ①芳賀地区広域行政事務組合については、引き続き真岡市として加入する。
二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
 - ②栃木県市町村総合事務組合について、栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、両市町が該当するものについては、引き続き真岡市として加入する。二宮町が該当するものについては、合併の前日をもって脱退する。
- 2 両市町が加入している広域連合(栃木県後期高齢者医療広域連合)については、引き続き真岡市として加入する。二宮町は、合併の前日をもって脱退する。
- 3 公社(真岡市農業公社、真岡市土地開発公社)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 第3セクター(真岡鐵道株式会社、もおか鬼怒公園開発株式会社、真岡ケーブルテレビ株式会社)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第 4 9 号

合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱いについて

諮問機関の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 9 月 2 6 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 4 諮問機関の取扱い
調整方針	1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。 2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるよう、岩舟町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 4 諮問機関の取扱い	関係項目
調整の方針	1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。 2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるように、岩舟町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。	

1. 栃木市の例により合併時に統合するもの

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町及び西方町）地域協議会	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市市民活動推進事業審査委員会 ・定数 10人以内 - 社会貢献活動の指導に携わる者 5人 - 学識経験者 2人 - 寄付者 1人 - 公募による者 2人 ・任期 2年 ・報酬 — （平成24年度から）	—	栃木市の例により合併時に統合する。
とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・定数 15人以内 - 市民 2人 - ボランティア・NPO団体 7人 - 利用者 2人 - 学識経験者 1人 - 市職員 1人 ・任期 2年 ・報酬 —	—	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市表彰審査委員会 ・定数 5人 - 市長、副市長、市議会議長、同副議長、教育長 ・任期 在職期間 ・報酬 —	岩舟町表彰審査委員会 ・定数 6人 - 町長、副町長、教育長、町議会議長、同副議長、同総務厚生常任委員会委員長 ・任期 在職期間 ・報酬 —	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市人権施策推進審議会 ・定数 20人以内 - 学識経験者 - 関係団体の代表者 - 市議会議員 - 市職員 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町同和対策審議会 ・定数 13人以内 - 学識経験者 - 関係団体の代表者 - 町議会議員 - 町職員 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市情報公開・個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 - 弁護士 1人 - 大学教授 2人 - 学識経験者 2人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町情報公開審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円 岩舟町個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市住居表示審議会【必要に応じて設置】 ・定数 20人以内 - 公共的団体の代表者 - 関係行政機関等の代表者 - 学識経験者 - 審議会が当該諮問を受けた地域を代表する者 - その他市長が適当と認める者 ・任期 委嘱の日から当該諮問に係る事項の調査審議が終了する日まで ・報酬 (日) 8,000 円	—	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市指定管理者選定委員会 ・定数 10人以内 弁護士 1人 大学教授 2人 公認会計士 1人 市職員 3人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円 栃木市交通安全対策会議 ・定数 15人以内 ・任期 — ・報酬 —	岩舟町公の施設指定管理者選定委員会 ・定数 5人 副町長、教育長、総務課長、企画課長、会計管理者 ・任期 在職期間 ・報酬 — 岩舟町交通安全対策会議 ・定数 5人 町長、町議会議長、教育長、栃木警察署長、 町交通安全協会長 ・任期 在職期間 ・報酬 —	栃木市の例により合併時に統合する。
地域公共交通会議 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市防災会議 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 水防協議会の機能を兼ねる。	岩舟町防災会議 ・定数 30人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円 岩舟町水防協議会 ・定数 若干名 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市国民保護協議会 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。	岩舟町国民保護協議会 ・定数 30人以内 ・任期 — ・報酬 (日) 7,600 円	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 9人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円 栃木市議員報酬及び特別職給料審議会 ・定数 10人以内 ・任期 市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 諮問にかかる審議終了まで 栃木市職員懲戒審査委員会 ・定数 5人 ・任期 議会の同意を得た市職員 2人 議会の同意を得た学識経験者 3人 2年 栃木市職員安全衛生管理委員会 ・定数 19人 ・任期 安全衛生管理責任者 1人 衛生管理者 1人 総務部長、理財部長、教育次長 3人 産業医 1人 安全又は衛生に関し経験を有する職員 13人 (うち職員団体の推薦者 9人) 職員団体推薦者は 2年 栃木市消防職員安全衛生管理委員会 ・定数 12人 ・任期 安全衛生管理責任者 1人 安全管理者 2人 衛生管理者 1人 産業医 1人 安全又は衛生に関し経験を有する職員 7人 (安全衛生管理責任者が指名)	岩舟町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 適宜 ・任期 - ・報酬 - 岩舟町特別職報酬等審議会 ・定数 5人 ・任期 町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 諮問にかかる審議終了まで --- 岩舟町職員安全衛生管理委員会 ・定数 11人 ・任期 安全衛生管理責任者 1人 総務課長、健康福祉課長 2人 衛生管理者のうちから安全衛生管理責任者が指名した者 3人 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから安全衛生管理責任者が指名した者(職員 団体推薦者) 5人 安全衛生管理責任者が指名した者は 2年	栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市の例により合併時に統合する 栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市入札適正化委員会 ・定数 4人以内 入札及び契約についての学識経験を有する者 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市国民健康保険運営協議会 ・被保険者を代表する委員 6人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 ・公益を代表する委員 6人 ・任期 2年	岩舟町国民健康保険運営協議会 ・被保険者を代表する委員 4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 ・任期 2年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市環境審議会 ・定数 15人以内 学識経験者 3人 関係機関及び団体の代表者 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町環境審議会 ・定数 10人以内 議会の代表者 農業委員会の代表者 学識経験を有する者 町長が必要と認める者 ・任期 2年 ・報酬 (日) 7,600 円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・定数 20人以内 事業者 2人 勤労者 4人 学識経験者 4人 国県の関係機関の職員 2人 公募委員 4人 市職員 1人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000 円	—	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市青少年問題協議会 ・定数 31人以内 市長 教育長 関係機関の職員 21人 小・中・高校長会代表 3人 市職員 4人 ・任期 2年 ・報酬 — (現在青少年育成市民会議を立ち上げ予定) 栃木市勤労者体育センター運営委員会 ・定数 20人以内 事業者 2人 勤労者 4人 学識経験者 4人 国県の関係機関の職員 2人 公募委員 4人 市職員 1人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。但し、合併前に青少年育成市民会議が設立した時には、協議会の存続を検討する。
栃木市青少年育成センター運営協議会 ・定数 15人以内 関係行政機関の職員 5人 学識経験者 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市働く婦人の家運営委員会 ・定数 8人以内 働く婦人代表 2人 経営者代表 1人 学識経験者 1人 関係行政機関の職員 2人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。但し、合併後にその位置づけや機能、運用方法を見直す中で、再編を図っていく。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市男女共同参画審議会 ・定数 20人以内 - 学識経験者 2人 - 関係機関・団体代表 11人 - 公募委員 4人 ・任期 2年 ・報酬 大学教授（日） 8,000円 - その他の委員（日） 4,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市民生委員推薦会 ・定数 14人以内 - 市議会議員、民生委員、社会福祉事業関係者等 ・任期 3年 ・報酬（日） 8,000円	岩舟町民生委員推薦会 ・定数 14人以内 - 町議会議員、民生委員、社会福祉事業関係者等の7部門から ・任期 3年 ・報酬（日） 7,600円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市障がい程度区分審査会 ・定数 10人 - 医師、障がい福祉サービス事業者、障がい児者介護者 ・任期 2年 ・報酬 医師（日） 20,800円 - その他（日） 12,500円	岩舟町障害程度区分認定審査会（岩舟町介護認定審査会兼務） ・定数 15人 - 医師、看護師、介護福祉士、障がい福祉サービス事業者 ・任期 2年 ・報酬 医師（日） 20,000円 - その他（日） 12,000円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市社会福祉施策推進委員会 ・定数 — - 市議会議員、識見者、社会福祉関係団体関係者等 ・任期 2年 ・報酬（日） 8,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市要保護児童対策地域協議会 ・定数 — - 代表者会議 19人 - 児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察等 - 実務者会議 24人 - 児童福祉関係者、保健医療関係者、人権擁護関係者等 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町要保護児童対策地域協議会 ・定数 — - 代表者会議 27人 - 児童福祉機関、保健医療機関、人権機関、警察機関等 - 実務者会議（個別ケース検討会議） 24人 - 児童福祉関係者、保健医療関係者、人権擁護関係者等 ・任期 — ・報酬 —	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市特別支援保育審査会 ・定数 10人以内 福祉事務所長 栃木県南児童相談所所長又は同所長が派遣する職員 各区域における保育所長を代表する者 6人以内 家庭相談員 臨床心理士又は心理士の資格を有する者 ・任期 2年 ・報酬 ー (定数及び構成員の見直し予定) 栃木市学童保育運営委員会 ・定数 12人以内 関係行政機関の職員 2人以内 学校の職員 5人以内 利用保護者の代表 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 ー 栃木市児童館運営委員会 ・定数 6人以内 小学校長 1人 中学校長 1人 高等学校長 1人 子供会育成会連絡協議会 1人 民生委員児童委員協議会連合会 1人 P T A連合会 1人 ・任期 2年 ・報酬 ー 栃木市介護認定審査会 ・定数 70人以内 医師、保健師、看護師、栄養士、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、介護支援専門員、介護施設長 ・任期 2年 ・報酬 医師（日）20,800円 委員（日）12,500円	岩舟町障害児保育審査会 ・定数 ー 保険児童課長及び児童福祉担当職員 実施保育所の長及び実施保育所の長が指定した保育士 保健師 その他町長が必要と認めた者 ・任期 ー ・報酬 ー	栃木市の例により合併時に統合する。
	ー	栃木市の例により合併時に統合する。
	ー	栃木市の例により合併時に統合する。
	岩舟町介護認定審査会 ・定数 16人 医師、保健師、看護師、介護福祉士 ・任期 2年 ・報酬 医師（日）20,000円 委員（日）12,000円	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5人 高齢福祉課長、栃木県南保健所長、医師、老人福祉施設長 ・任期 ・報酬 医師（日）20,000円 委員（日）8,000円	岩舟町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 栃木県南健康福祉センター所長、老人福祉担当者、保健師、医師、地域包括支援センター職員、老人福祉施設長及び民生委員 ・任期 医師（日）17,700円 ・報酬費 老人ホーム施設長（日）9,700円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市介護保険運営協議会 ・定数 10人 医師、学識経験者、被保険者、サービス事業者、同従事者、民生委員 ・任期 3年 ・報酬 医師（日）10,000円 委員（日）4,000円	岩舟町介護保険運営協議会（岩舟町地域密着型サービス運営委員会兼務） ・定数 9人 被保険者、公益の代表者、サービス事業所 ・任期 2年 ・報酬（日）7,600円	栃木市の例により合併時に統合する。
（栃木市介護保険運営協議会に統合）	岩舟町地域包括支援センター運営協議会 ・定数 15人以内 ・任期 3年 ・報酬（日）7,600円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市予防接種種委員会 ・定数 15人以内 学識経験者 栃木市医師会が推薦する者 関係行政機関の職員 市職員等 ・任期 2年	岩舟町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 10人以内 学識経験者 岩舟町医師会が推薦する者 関係行政機関の職員 町職員 ・任期 2年	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市健康づくり推進協議会 ・定数 18人以内 学識経験者 保健医療関係団体の代表者 教育関係団体の代表者 市民団体の代表者 地域の代表者 関係行政機関の代表者 ・任期 2年	岩舟町健康づくり推進協議会 ・定数 16人以内 学識経験者 医療機関関係団体の代表者 保健・福祉関係団体の代表者 地域組織の代表者 行政機関の代表者 ・任期 2年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市就業安定対策協議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町事業所内人権啓発推進会議 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 —	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市中小企業融資振興会 ・定数 8人 ・任期 2年 ・報酬 —	岩舟町中小企業融資振興会 ・定数 14人 ・任期 3年 ・報酬 —	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市中小企業融資審査委員会振興会 ・定数 14人以内 ・任期 1年 ・報酬 —	岩舟町中小企業融資振興会審査会 ・定数 4人 ・任期 3年 ・報酬 —	栃木市の例により合併時に統合する。
企業連絡協議会 会員 39社(市内企業) ・定数 — ・任期 — ・報酬 —	—	栃木市の例により合併時に統合する。
新製品等開発支援事業補助金審査委員会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市企業立地促進審査会 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 5,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市農業経営改善計画審査会 ・定数 17人以内 県農業振興事務所 2人 農業委員会 3人 下野農業協同組合 5人 上都賀農業協同組合 2人 市職員 5人 ・任期 3年 栃木市特別融資制度推進会議 ・定数 1人 下野農業協同組合 上都賀農業協同組合 農林中央金庫宇都宮支店 ㈱日本政策金融公庫宇都宮支店 栃木県農業信用基金協会 栃木県酪農業協同組合 ㈱農林水産長期金融公庫関東支部 藤岡農業公社 都賀農業公社 県農業振興事務所 栃木市農業委員会 栃木市 ・任期 1人	岩舟町特別融資制度推進会議 ・定数 10人 下野農業協同組合 農林中央金庫宇都宮支店 栃木県農業信用基金協会 (財)農林水産長期金融協会関東支部 栃木県信用農業協同組合連合会 農林漁業金融公庫関東支店 下都賀農業振興事務所 岩舟町役場 岩舟町役場 その他推進会議が必要と認める機関・団体 ・任期 1人	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市農業振興地域整備促進協議会 ・定数 1人 栃木市農業委員会 5人 下野農業協同組合 4人 上都賀農業協同組合 1人 県南農業共済組合 1人 上都賀農業共済組合 1人 土地改良区 5人 学識経験者(市議会議員) 1人 市職員 3人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	岩舟町農業振興地域整備促進協議会 ・定数 1人 町長・副町長 町議会 4人 岩舟町農業委員会 5人 下野農業協同組合 2人 土地改良区等 3人 ・任期 2年 ・報酬 1人	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市緑の基本計画推進会議 ・定数 30 人以内 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 8,000 円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市都市計画審議会 ・定数 18 人以内 学識経験のある者 6 人以内 市議会議員 5 人以内 関係行政機関の職員 2 人以内 市民 5 人以内 ・任期 2 年	岩舟町都市計画審議会 ・定数 14 人以内 学識経験のある者 8 人以内 町議会議員 6 人以内 ・任期 4 年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市建築審査会 ・定数 5 人	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市上下水道事業調査委員会 ・定数 15 人以内 学識経験者及び有識者 市長が必要と認める者 ・任期 2 年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
(栃木市上下水道事業調査委員会を含む)	岩舟町水道料金審議会 ・定数 20 人以内 町議会議員、学識経験者、受益者代表 ・任期 当該諮問に係る調査及び審議終了後解任	
	岩舟町公共下水道使用料等審議会 ・定数 12 人以内 町議会議員、学識経験者、受益者代表 ・任期 当該諮問に係る調査及び審議終了後解任	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市立小中学校学区審議会 ・定数 10人以内 市議会議員 学識経験を有する者 自治会の代表 P T A の代表 栃木市立小学校及び中学校の校長 ・任期 2年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市奨学生選考委員会 ・定数 5人以内 教育委員長 教育長 教育次長 中学校長会代表者 高等学校長 栃木支部代表者 ・任期 在職期間	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ・定数 7人 教育長 教育委員 (教育長を除く) 1人 小中学校長の代表者 2人 P T A の代表者 2人 学識経験を有する者 1人 ・任期 1年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市就学指導委員会 ・定数 20人以内 学識経験を有する者 医師 福祉関係機関の職員 教育関係機関の職員 ・任期 2年	岩舟町就学指導委員会 ・定数 20人以内 医師 学識経験者 特別支援教育関係者 教育委員会関係者及び学校関係者 ・任期 2年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市立学校給食共同調理場運営協議会 ・定数 27人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市スポーツ推進審議会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	岩舟町スポーツ推進審議会 ・定数 6 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 7,600 円	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市社会教育委員会 ・定数 15 人以内 ・任期 2 年	岩舟町社会教育委員会 ・定数 15 人 ・任期 2 年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市公民館運営審議会 ・定数 20 人以内 ・任期 2 年	公民館運営審議会 ・定数 15 人 ・任期 2 年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市集会所運営委員会 ・定数 60 人以内 ・任期 2 年	岩舟町集会所運営委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市文化会館運営委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年	岩舟町文化会館運営委員会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年	栃木市の例により合併時に統合する。
とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市文化財保護審議会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年	岩舟町文化財保護審議会 ・定数 10 人 ・任期 2 年	栃木市の例により合併時に統合する
栃木市美術資料選考評価委員会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年	—	栃木市の例により合併時に統合する。
栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会	—	栃木市の例により合併時に統合する。

2. 現行のとおりとするもの

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市栃木地域まちづくり検討委員会 ・定数 30人以内 - 栃木市内の公共的団体等が推薦する者 24人 - 公募による者 4人 - 市長が必要と認める者 2人 ・任期 3年 ・報酬 —	—	現行のとおりとする。
とちぎ山車会館運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	—	現行のとおりとする。
栃木市町並み委員会 ・定数 10人以内 - 学識経験を有する者、地域代表者、建築専門家、県職員、市職員 ・任期 2年	—	現行のとおりとする。
小山栃木都市計画事業 JR大平下駅前土地区画整理審議会 ・定数 10人 - 学識経験を有する者 2人以内 (委員定数の1/5以内) ・任期 5年	—	現行のとおりとする。
西方中学校校舎建設検討委員会 ・定数 15人以内 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報酬 (日) 8,000円	—	現行のとおりとする。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市大平学校給食センター施設整備検討協議会 ・定数 12人以内 市議会議員 2人 栃木市立小中学校長 2人 栃木市立小中学校PTA会長 2人 県南健康福祉センター職員 1人 学校給食に関し職見を有する者 2人以内 公募による委員 3人以内 ・任期 施設開設の日まで 栃木市図書館協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年	—	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。

3. 合併後に再編するもの

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
栃木市ブランド推進協議会 ・定数 21人以内 ・任期 2年 ・報酬 —	いわふねブランド認定審査会 ・定数 10人以内 ・任期 3年 ・報酬費 (日) 7,600円	栃木市の例により合併後に再編する。
栃木市名誉市民選挙委員会 (現在、栃木市名誉市民条例等の法令整備について検討中)	岩舟町名誉市民選挙委員会 ・定数 6人 町議会議員 3人 学識経験を有する者 3人	栃木市において名誉市民条例等の法令整備をしているため合併後再編する。